

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
<p>P.2 外国為替証拠金取引（積立 FX&lt;つみたて外貨&gt;）の契約締結前交付書面</p> <p>2023年9月</p> <p>P.3 当社では、外国為替証拠金取引として「積立 FX&lt;つみたて外貨&gt;」を提供しております（本書面においては、当社の提供するサービスについて説明する場合は、「積立 FX&lt;つみたて外貨&gt;」を名称として用います。）。</p> <p>外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被るリスクをとまなう取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において行うことが肝要です。</p> <p>また、外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面のほか、「外国為替証拠金取引（積立 FX&lt;つみたて外貨&gt;）約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>目次</p>	<p>P.2 外国為替証拠金取引（積立 FX）の契約締結前交付書面</p> <p>2023年7月</p> <p>P.3 当社では、外国為替証拠金取引として「積立 FX」を提供しております（本書面においては、当社の提供するサービスについて説明する場合は、「積立 FX」を名称として用います。）。</p> <p>外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動によって損失が生じることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被るリスクをとまなう取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様ご自身の責任において行うことが肝要です。</p> <p>また、外国為替証拠金取引の取引内容を十分ご理解いただくために本書面のほか、「外国為替証拠金取引（積立 FX）約款」等の書面を交付いたします。これらの書類には、取引の仕組みやリスクなどお客様がお取引されるにあたって大変重要な内容が記載されております。熟読されたうえで、取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただき、ご自身の資力と投資経験を考慮のうえ、お取引くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>目次</p>

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）のリスク等重要事項について ……4

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組みについて ……6

- ・ 取引の方法 ……6
- ・ 証拠金 ……9
- ・ 外貨売却にともなう金銭の授受 ……11
- ・ 手数料など諸費用について ……11
- ・ 課税上の取扱い ……11

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の手続きについて ……13

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）に関する禁止行為 ……20

当社の概要について ……23

外国為替証拠金取引に関する主要な用語 ……24

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）に関して説明していません。

P.4

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

外国為替証拠金取引（積立 FX）のリスク等重要事項について ……4

外国為替証拠金取引（積立 FX）の仕組みについて ……6

- ・ 取引の方法 ……6
- ・ 証拠金 ……9
- ・ 外貨売却にともなう金銭の授受 ……11
- ・ 手数料など諸費用について ……11
- ・ 課税上の取扱い ……11

外国為替証拠金取引の手続きについて ……13

外国為替証拠金取引に関する禁止行為 ……20

当社の概要について ……23

外国為替証拠金取引に関する主要な用語 ……24

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。この書面では当社が提供する外国為替証拠金取引（積立 FX）に関して説明しています。

P.4

外国為替証拠金取引（積立 FX）のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

・当社で行う外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の取引手数料及び口座管理費は無料です。

#### 信用リスク

・外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）は当社とおお客様の相対取引であり、また、当社はおお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引先とカバー取引を行っています。したがって、お客様は当社及びカバー取引先の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

#### P.5

#### その他のリスク

・外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）における為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況によってはスプレッドが広がる可能性や意図した取引ができない場合があります。

・外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）では、売建てしている通貨と買建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。

・「積立 FX<つみたて外貨>」においては、成行注文及び 2WAY 注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグによって異なる場合があります。

・当社で行う外国為替証拠金取引（積立 FX）の取引手数料及び口座管理費は無料です。

#### 信用リスク

外国為替証拠金取引（積立 FX）は当社とおお客様の相対取引であり、また、当社はおお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として下記のカバー取引先とカバー取引を行っています。したがって、お客様は当社及びカバー取引先の業務又は財産の状況が悪化した場合には損失を被るおそれがあります。

#### P.5

#### その他のリスク

・外国為替証拠金取引（積立 FX）における為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて、一定の額を加減した為替レートをお客様に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差（スプレッド）があり、マーケットの状況によってはスプレッドが広がる可能性や意図した取引ができない場合があります。

・外国為替証拠金取引（積立 FX）では、売建てしている通貨と買建てしている通貨に対し、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは取引対象通貨の市場金利に応じて日々変動するため、スワップポイントもその影響を受け変動します。また、市場金利の動向次第では、スワップポイントが受取りから支払いに転じる可能性もあり、損失が生じるおそれがあります。

・「積立 FX」においては、成行注文及び 2WAY 注文では、お客様の注文が当社のサーバに到達した時点で受付となります。このため、お客様が注文を発注した時の為替レートと実際の約定為替レートがタイムラグによって異なる場合があります。

・「積立 FX<つみたて外貨>」においては、50 万通貨以下の外貨購入又は売却を行う場合、原則として、一定時間取引レートを固定（タイムリミット・ギャランティ方式）してご提供いたします。ただし、マーケットの状況によっては、この限りではありません。

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）では、お客様が指定した為替レートと到達した時点の配信レートによっては、お客様の指定した為替レートとお客様の実際の約定為替レートが異なる場合があります。

・為替レートの提示が停止し、その後、停止した理由が解消した場合には、外国為替市場の実勢レートの状況を確認した上で、為替レートの配信を再開します。再開した時点の為替レートによっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額が相場の急激な変動により預り金残高を上回る損失が生じるおそれがあります。

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）は、クーリング・オフの対象とはなりません

・外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

P.6

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組みについて

当社による「積立 FX<つみたて外貨>」は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

■ 取引の方法

・「積立 FX」においては、50 万通貨以下の外貨購入又は売却を行う場合、原則として、一定時間取引レートを固定（タイムリミット・ギャランティ方式）してご提供いたします。ただし、マーケットの状況によっては、この限りではありません。

外国為替証拠金取引（積立 FX）では、お客様が指定した為替レートと到達した時点の配信レートによっては、お客様の指定した為替レートとお客様の実際の約定為替レートが異なる場合があります。

・為替レートの提示が停止し、その後、停止した理由が解消した場合には、外国為替市場の実勢レートの状況を確認した上で、為替レートの配信を再開します。再開した時点の為替レートによっては、ロスカットが生ずるおそれがあり、それにより発生する損失の額が相場の急激な変動により預り金残高を上回る損失が生じるおそれがあります。

外国為替証拠金取引（積立 FX）は、クーリング・オフの対象とはなりません

・外国為替証拠金取引（積立 FX）においては金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

P.6

外国為替証拠金取引（積立 FX）の仕組みについて

当社による「積立 FX」は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

■ 取引の方法

a. 当社が取り扱う「積立 FX<つみたて外貨>」の取引内容は次のとおりです。

取扱通貨	取引単位 (注)	レートを表示方法	呼値の単位
米ドル/円	0.01 米ドル単位	1 米ドルあたりの円	0.01 円
英ポンド/円	0.01 英ポンド単位	1 英ポンドあたりの円	0.01 円
豪ドル/円	0.01 豪ドル単位	1 豪ドルあたりの円	0.01 円
NZ ドル/円	0.01NZ ドル単位	1NZ ドルあたりの円	0.01 円
カナダドル/円	0.01 カナダドル単位	1 カナダドルあたりの円	0.01 円
中国人民元 (CNH) /円	0.01 中国人民元単位	1 中国人民元あたりの円	0.01 円
南アフリカランド/円	0.01 南アフリカランド単位	1 南アフリカランドあたりの円	0.01 円
トルコリラ/円	0.01 トルコリラ単位	1 トルコリラあたりの円	0.01 円
香港ドル/円	0.01 香港ドル単位	1 香港ドルあたりの円	0.01 円
メキシコペソ/円	0.01 メキシコペソ単位	1 メキシコペソあたりの円	0.01 円

P.8

e. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)に決済日を繰り延べます。「積立 FX<つみたて外貨>」においては、反対売買がなされない限り、決済日を1営業日ずつ繰り延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済にともなう金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください)

a. 当社が取り扱う「積立 FX」の取引内容は次のとおりです。

取扱通貨	取引単位 (注)	レートを表示方法	呼値の単位
米ドル/円	0.01 米ドル単位	1 米ドルあたりの円	0.01 円
英ポンド/円	0.01 英ポンド単位	1 英ポンドあたりの円	0.01 円
豪ドル/円	0.01 豪ドル単位	1 豪ドルあたりの円	0.01 円
NZ ドル/円	0.01NZ ドル単位	1NZ ドルあたりの円	0.01 円
カナダドル/円	0.01 カナダドル単位	1 カナダドルあたりの円	0.01 円
中国人民元 (CNH) /円	0.01 中国人民元単位	1 中国人民元あたりの円	0.01 円
南アフリカランド/円	0.01 南アフリカランド単位	1 南アフリカランドあたりの円	0.01 円
トルコリラ/円	0.01 トルコリラ単位	1 トルコリラあたりの円	0.01 円
香港ドル/円	0.01 香港ドル単位	1 香港ドルあたりの円	0.01 円

P.8

e. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)に決済日を繰り延べます。「積立 FX」においては、反対売買がなされない限り、決済日を1営業日ずつ繰り延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済にともなう金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください。)を当社と

さい。)を当社との間で授受します。ロールオーバーによって発生したスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に円時価評価額に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前 6 : 30 以降(米国夏時間の場合は午前 5 : 30 以降)に自動的に行ないます。

P.9

### (3)証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (SBI クリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「積立 FX<つみたて外貨>」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに 2 営業日程度時間を要する場合があります。

自動入金サービスにつきましては、別に定める「自動入金サービス約款」の内容をご確認の上、ご利用ください。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

P.9~10

### (6)証拠金規制(レバレッジ規制)の判定

原則として取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

外貨建玉残高を円時価評価額 (お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各取扱通貨の数量ごとに定め

の間に授受します。ロールオーバーによって発生したスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に円時価評価額に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前 6 : 30 以降(米国夏時間の場合は午前 5 : 30 以降)に自動的に行ないます。

P.9

### (3)証拠金の差入れ

新規に取引を行う前に必要な証拠金(日本円に限ります)を当社の指定金融機関口座 (SBI クリアリング信託株式会社名義の金融機関口座を含む。) に振込送金する方法によって証拠金の入金を行うものとします。「積立 FX」は、当社が当該口座への証拠金の入金を確認し、当該入金処理を終了した時点から取引することができます。証拠金の入出金は、金融機関等によって時間が掛かる場合があります、これに起因するお客様の損害について当社は一切の責任を負いません。

クイック入金のご利用時におきまして、手続き途中の終了やタイムアウト等で正常に処理が完了しなかった場合は、即時反映が行われず反映までに 2 営業日程度時間を要する場合があります。

自動入金サービスにつきましては、別に定める「自動入金サービス約款」の内容をご確認の上、ご利用ください。

不測の状況に備えて証拠金をあらかじめ多めに預託していただくなど、十分に余裕をもってお取引いただきますようお願いいたします。

P.9~10

### (6)証拠金規制(レバレッジ規制)の判定

原則として取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

外貨建玉残高を円時価評価額 (お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各取扱通貨の数量ごとに定め

たレートに基づく。)を加え、出金依頼額を減じた額)で除した値を実効レバレッジといい、この実効レバレッジが25倍を超えた場合には、超過分を不足額(追加証拠金)として充当していただきます。

不足額(追加証拠金)充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

※不足額(追加証拠金)の充当については、原則として翌営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までに不足額を「積立FX<つみたて外貨>取引口座」にご入金をいただくか、未決済建玉の全部若しくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要がございます。

※相場の好転による不足額(追加証拠金)の充当は認められません。

※証拠金規制に抵触している場合には、取引画面上にその旨を表示いたしますので、常時取引画面にて口座状況をご確認ください。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前に不足額(追加証拠金)の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引終了時間に証拠金規制の判定も行います。

#### P.13

外国為替証拠金取引(積立FX<つみたて外貨>)の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引(積立FX<つみたて外貨>)を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス(以下、「本サービス」といいます。)をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべてはお客様ご

たレートに基づく。)を加え、出金依頼額を減じた額)で除した値を実効レバレッジといい、この実効レバレッジが25倍を超えた場合には、超過分を不足額(追加証拠金)として充当していただきます。

不足額(追加証拠金)充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

※不足額(追加証拠金)の充当については、原則として翌営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前までに不足額を「積立FX取引口座」にご入金をいただくか、未決済建玉の全部若しくは一部を決済していただき不足額を解消していただく必要がございます。

※相場の好転による不足額(追加証拠金)の充当は認められません。

※証拠金規制に抵触している場合には、取引画面上にその旨を表示いたしますので、常時取引画面にて口座状況をご確認ください。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の30分前に不足額(追加証拠金)の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引終了時間に証拠金規制の判定も行います。

#### P.13

外国為替証拠金取引(積立FX)の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引(積立FX)を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

当社はお取引の手段として、オンライン取引サービス(以下、「本サービス」といいます。)をご提供いたします。売買注文・出金指示等、お取引のすべてはお客様ご

自身によって行っていただきます。(注)

「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）」は、取引時間外及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線又はシステム機器のメンテナンス等を行う場合には本サービスを停止することがあります。

(注)「本サービス」を除く他の手段(電話、Eメール、FAX 等)によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由によって当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かと存じますが、ご理解ください。

#### (1)口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

（個人のお客様）

- ・年齢満 18 歳以上 80 歳以下（注）で行為能力を有すること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の契約締結前交付書面」（本書面）及び「外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

自身によって行っていただきます。(注)

「外国為替証拠金取引（積立 FX）」は、取引時間外及び休日を含む 24 時間ご利用いただくことができます。ただし、取引時間外に当社の所有する通信回線又はシステム機器のメンテナンス等を行う場合には本サービスを停止することがあります。

(注)「本サービス」を除く他の手段(電話、Eメール、FAX 等)によって売買注文のご依頼をいただきましても、事故の発生を未然に防ぐため等の理由によって当社では執行いたしません。お客様にとっては大変ご不便かと存じますが、ご理解ください。

#### (1)口座開設基準

①当社で外国為替証拠金取引（積立 FX）口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

（個人のお客様）

- ・年齢満 18 歳以上 80 歳以下（注）で行為能力を有すること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・外国為替証拠金取引のルール、リスク、商品性格、「外国為替証拠金取引（積立 FX）の契約締結前交付書面」（本書面）及び「外国為替証拠金取引（積立 FX）約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。
- ・十分な金融資産及び知識があること。
- ・金融先物取引業務に従事されていないこと。
- ・その他当社が定める基準を満たすこと。

お客様の投資経験、知識、資力等を考慮し、場合によっては、外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）口座の開設に応じることができないこともあります。その際の審査結果の事由につきましては、一切開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

#### (2)口座開設までの流れ

①当社の外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。

③本書面及び約款を理解したうえで、外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）口座開設申込画面に表示されます外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）についての確認文言をご確認いただき、外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）口座の申込を行ってください。

P.15

#### (4)注文申込の指示事項

外国為替証拠金取引（積立FX<つみたて外貨>）の注文申込をする場合、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

P.16

#### (8)購入

お客様は、「注文申込」を行うことで、定期的又はお客様の任意のタイミングで外貨を購入する取引を行うことができます。

「注文申込」の申込履歴・約定履歴の参照等は、「積立FX<つみたて外貨>」の取引画面から行うことができます。

お客様の投資経験、知識、資力等を考慮し、場合によっては、外国為替証拠金取引（積立FX）口座の開設に応じることができないこともあります。その際の審査結果の事由につきましては、一切開示しておりませんのであらかじめご了承ください。

#### (2)口座開設までの流れ

①当社の外国為替証拠金取引（積立FX）は、当社が行う審査に通過したお客様のみご利用いただけます。

③本書面及び約款を理解したうえで、外国為替証拠金取引（積立FX）口座開設申込画面に表示されます外国為替証拠金取引（積立FX）についての確認文言をご確認いただき、外国為替証拠金取引（積立FX）口座の申込を行ってください。

P.15

#### (4)注文申込の指示事項

外国為替証拠金取引（積立FX）の注文申込をする場合、当社の注文受付時間内に、次の事項を正確に指示してください。

P.16

#### (8)購入

お客様は、「注文申込」を行うことで、定期的又はお客様の任意のタイミングで外貨を購入する取引を行うことができます。

「注文申込」の申込履歴・約定履歴の参照等は、「積立FX」の取引画面から行うことができます。

P.17

(11)証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の注文申込をする場合は、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。（詳しくは、「証拠金」をご参照ください。）

(13)約定訂正等

お客様の注文の約定は、8 ページ b.に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信など本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、電子メール、WEB サイト、電話等、状況により異なります）。

P.19

(18)お客様の禁止行為

a)債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b)口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）口座の開設及び取引をさせてはいけません。

(19)口座の解約

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の口座を解約する場合は、コー

P.17

(11)証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引（積立 FX）の注文申込をする場合は、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。（詳しくは、「証拠金」をご参照ください。）

(13)約定訂正等

お客様の注文の約定は、7 ページ b.に記載している方法により生成した価格により行いますが、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信など本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消しをさせていただく場合があります。その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします（連絡方法は、取引画面、電子メール、WEB サイト、電話等、状況により異なります）。

P.19

(18)お客様の禁止行為

a)債権の譲渡・質入れ

お客様が当社に対して有する外国為替証拠金取引（積立 FX）にかかる債権は、第三者に対して譲渡、質入れ、担保設定、名義変更、その他一切の処分はできません。

b)口座の貸借

お客様の名義をもって、第三者に外国為替証拠金取引（積立 FX）口座の開設及び取引をさせてはいけません

(19)口座の解約

外国為替証拠金取引（積立 FX）の口座を解約する場合は、コールセンターにお申

ルセンターにお申し出ください。

(21)約款、本書面等、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の内容に関して約款、本書面等、外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(20)の方法にてお客様に通知を行います。

#### (23)その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

#### P.20

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）に関する禁止行為

#### P.23

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

#### P.27

②「積立 FX<つみたて外貨>」において特有な用語の定義については以下のとおりです。

#### P.28

(2023年9月)

し出ください。

21)約款、本書面等、外国為替証拠金取引（積立 FX）の内容に関して約款、本書面等、外国為替証拠金取引（積立 FX）の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(20)の方法にてお客様に通知を行います。

#### (23)その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。外国為替証拠金取引（積立 FX）の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

#### P.20

外国為替証拠金取引（積立 FX）に関する禁止行為

#### P.23

外国為替証拠金取引（積立 FX）の仕組み、取引の手続き等についての詳細・お問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

#### P.27

②「積立 FX」において特有な用語の定義については以下のとおりです。

#### P.28

(2023年7月)

--	--